

調査審議第3号

浅間山麓景観育成重点地域景観計画の変更について … 議 3-1

浅間山麓景観育成重点地域景観計画の変更について（概要）

都市・まちづくり課

1 変更理由及び内容

- ・御代田町が景観行政団体移行及び御代田町景観計画発効に向けた準備を進めているところ
- ・県計画である浅間山麓景観育成重点地域景観計画の区域内に御代田町の区域が含まれており、御代田町景観計画の発効に合わせ当該区域の削除を行う

2 今後の変更に向けた手続きについて

- ・御代田町より景観行政団体移行に向けた協議書を受理（景観法第 98 条第 2 項）
- ・協議書を受理後、県においては「浅間山麓景観育成重点地域景観計画」の変更に向けた所要の手続きを開始（関係市町村への意見照会及びパブリックコメントを実施）
- ・「浅間山麓景観育成重点地域景観計画」変更案について長野県都市計画審議会に意見聴取（景観法第 9 条第 3 項）した後、長野県景観審議会へ変更案を諮問予定（長野県景観条例第 5 条）

スケジュール

令和 8 年 7 月	御代田町より長野県に対し協議書を提出
8 月	関係市町村への意見聴取及び県民意見（パブリックコメント）募集を実施
9 月	県都市計画審議会への意見聴取
10 月	県景観審議会への変更案について諮問し御代田町へ協議結果を回答
12 月	御代田町景観行政団体移行
令和 9 年 3 月	景観計画の変更の告示・縦覧
4 月	景観計画変更案の発効（御代田町景観計画と同時）

長野県景観条例（平成 4 年条例第 22 号）

第 5 条 知事は、景観計画を定めようとするときは、法第 9 条の規定によるほか、あらかじめ、広く県民の意見を求めるとともに、長野県景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

景観法

（策定の手続）

第 9 条

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かななければならない。

3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（市町村による景観行政事務の処理）

第 98 条 指定都市又は中核市以外の市町村は、当該市町村の区域内において、都道府県に代わって景観行政事務を処理することができる。

2 前項の規定により景観行政事務を処理しようとする市町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。

3 その長が前項の規定による協議をした市町村は、景観行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 御代田町景観計画（素案）の概要

(1) 景観計画の概要

- ・現在、御代田町では人口増加傾向にあり、宅地・開発需要が高まっている。このような状況を踏まえ、浅間山を望む雄大な自然景観と調和した町独自の景観ルールを定める必要性が高まっていることから町独自の景観計画を定め景観育成を進めていく
- ・計画期間は令和9年から令和18年までの10年間とする

(2) 地域区分

- ・現在、長野県景観育成計画の「一般地域」「浅間山麓景観育成重点地域景観計画」が適用。御代田町景観計画策定にあたっては、地域特性に応じて次のとおり区分。

エリア名称	景観づくりの方針
まちなか地域	都市機能が集積する市街地を対象に、周囲の山並みへの眺望を確保しながらまちなみとの調和を目指す
田園集落地域	農地が広がり集落が散在する地域を対象に、浅間山、八ヶ岳等への眺望を確保しながら良好な田園景観との調和を目指す
森林居住地域	浅間山麓の豊かな森林に抱かれた別荘地エリアを対象に良好な森林景観との調和を目指す
自然公園地域	国定公園内を対象に自然環境との調和を目指す
歴史的景観保全地区	歴史的な風情のある景観を保全することを念頭に、歴史的建造物等と調和した景観育成を図る
眺望景観保全地区	主要幹線道路の沿道を対象に、浅間山への眺望景観との調和を目指す

(3) 景観法に基づく届出対象行為（代表的なものを抜粋）

届出の行為	長野県景観育成計画		御代田町景観計画素案
	一般地域	重点地域 (国道147・148)	
建築物の新築・増改築	高さ13m又は建築面積1,000㎡超	高さ13m又は床面積20㎡超	高さ10m又は床面積20㎡超
プラント類、貯蔵施設類等の新設、改築等	高さ13mを超えるもの又は築造面積1,000㎡超	高さ13mを超えるもの又は築造面積20㎡超	築造面積20㎡超
太陽光発電設備	モジュール築造面積の合計が1,000㎡超	モジュール築造面積の合計が20㎡超	太陽電池モジュール及び蓄電池の築造面積の合計20㎡超